

政策研究大学院大学学長選考・監察会議規則

〔平成18年10月20日〕
18規則第11号

改正 平成22年1月6日22規則第1号
平成27年3月26日27規則第3号
令和4年4月1日令04規則第1号

(趣旨)

第1条 政策研究大学院大学学長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）については、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）及び学則に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(組織)

第2条 選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 法人法第12条第2項第1号の規定により選出される者 5名
- (2) 法人法第12条第2項第2号の規定により選出される者 5名

2 前項各号に掲げる委員及び前項の決定に基づき委員となった者には、書面をもってその旨を通知する。

(任期)

第3条 選考・監察会議は2年を一の期とし、その委員の任期は当該期の満了時までとする。ただし、委員の再任は妨げないものとする。

2 経営協議会の委員又は研究教育評議会の委員でなくなった選考・監察会議の委員は、当該委員の地位を失う。

3 選考・監察会議は学長候補者の選考の対象としようとする選考・監察会議の委員に、委員を辞任することを求めるものとする。

4 前2項の規定により前条第1項各号に掲げる委員に欠員が生じたときには、選考・監察会議は速やかに経営協議会又は研究教育評議会に委員の選出を求めるものとする。

(審議事項)

第4条 選考・監察会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長の選考に関する事項
- (2) 学長の任期に関する事項
- (3) 学長の解任に関する事項（法人法第17条第4項の学長の職務執行の状況の報告についての聴取を含む。）
- (4) 学長の業績評価に関する事項
- (5) その他選考・監察会議に関し必要な事項

(会議の運営)

第5条 選考・監察会議に議長を置き、委員の互選により決定する。

2 議長は、選考・監察会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 選考・監察会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、選考・監察会議が文部科学大臣へ行う学長解任の申出は、委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(委員以外の出席)

第7条 選考・監察会議は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席をもとめてその意見を聴くことができる。

(選考方法)

第8条 選考・監察会議は、学長候補者1名を決定する。

(庶務)

第9条 選考・監察会議の庶務は、組織マネジメント課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学長の選考及び選考・監察会議に関し必要な事項は、選考・監察会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月20日から施行する。

附 則 (平成22年1月6日22規則第1号)

- 1 この規則は、平成22年1月6日から施行し、平成21年4月30日から適用する。
- 2 この規則の適用の日以後最初に組織される選考会議の期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則 (平成27年3月26日27規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日令04規則第1号)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規定によって現に委員(第2条第1項第1号の委員を除く。)である者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日までとする。